

平成25年度における四国地区の下請法の運用状況等について

平成26年6月9日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,068名（製造委託等^{（注1）}772名、役務委託等^{（注2）}296名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者4,903名（製造委託等3,499名、役務委託等1,404名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	四国	全国	四国
平成25年度	38,974	1,068	214,044	4,903
製造委託等	26,217	772	148,332	3,499
役務委託等	12,757	296	65,712	1,404
平成24年度	38,781	968	214,042	4,526
製造委託等	23,656	588	146,267	3,131
役務委託等	15,125	380	67,775	1,395
平成23年度	38,503	942	212,659	4,896
製造委託等	25,082	675	150,312	3,610
役務委託等	13,421	267	62,347	1,286

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は96件（製造委託等56件、役務委託等40件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが95件（製造委託等55件、役務委託等40件）、親事業者からの自主申告によるものが1件（製造委託等）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件を処理した件数は98件（製造委託等57件、役務委託等41件）であり、このうち93件（製造委託等54件、役務委託等39件）について措置を採っており、その内訳は、勧告が1件（役務委託等）、指導が92件（製造委託等54件、役務委託等38件）である。勧告事件の概要及び主な指導事件の概要は、別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計		
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
	四国	95	1	0	96	1	92	93	5	98
製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
	四国	55	1	0	56	0	54	54	3	57
役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
	四国	40	0	0	40	1	38	39	2	41
平成24年度	全国	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
	四国	151	0	0	151	0	143	143	9	152
製造委託等	全国	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
	四国	113	0	0	113	0	107	107	7	114
役務委託等	全国	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
	四国	38	0	0	38	0	36	36	2	38
平成23年度	全国	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636
	四国	145	0	0	145	0	138	138	6	144
製造委託等	全国	3,409	35	4	3,448	15	3,317	3,332	178	3,510
	四国	106	0	0	106	0	104	104	2	106
役務委託等	全国	1,085	21	0	1,106	3	1,009	1,012	114	1,126
	四国	39	0	0	39	0	34	34	4	38

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で129件となっており、このうち、製造委託等に係るものが73件、役務委託等に係るものが56件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）は102件（類型別件数の延べ合計の79.1%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが61件、役務委託等に係るものが41件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は27件（類型別件数の延べ合計の20.9%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が19件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の70.4%）、②割引困難な手形の交付が4件（同14.8%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は12件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が5件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の41.7%）、②割引困難な手形の交付が4件（同33.3%）等となっている。

- (1) 役務委託等に係る実体規定違反は15件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が14件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の93.3%）、②減額が1件（同6.7%）となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定			実体規定												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成25年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375
	四国	82	20	102	0	19	2	0	0	1	1	4	0	0	0	27	129
	製造委託等	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
	四国	49	12	61	0	5	1	0	0	1	1	4	0	0	0	12	73
	役務委託等	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
	四国	33	8	41	0	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	15	56
平成24年度	全国	3,987	824	4,811	61	1,250	284	44	98	72	56	246	57	50	0	2,218	7,029
	四国	134	24	158	0	23	6	0	1	0	2	3	3	1	0	39	197
	製造委託等	3,069	596	3,665	49	804	234	40	86	51	55	233	54	38	0	1,644	5,309
	四国	101	17	118	0	11	6	0	1	0	2	3	3	1	0	27	145
	役務委託等	918	228	1,146	12	446	50	4	12	21	1	13	3	12	0	574	1,720
	四国	33	7	40	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	52
平成23年度	全国	3,813	715	4,528	38	1,328	189	34	166	86	45	280	52	68	0	2,286	6,814
	四国	130	21	151	0	30	6	1	0	2	0	8	0	0	0	47	198
	製造委託等	3,010	531	3,541	31	840	156	31	132	51	44	264	40	47	0	1,636	5,177
	四国	100	18	118	0	16	4	1	0	2	0	5	0	0	0	28	146
	役務委託等	803	184	987	7	488	33	3	34	35	1	16	12	21	0	650	1,637
	四国	30	3	33	0	14	2	0	0	0	0	3	0	0	0	19	52

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成25年度においては、親事業者3名から、下請事業者36名に対し、下請代金の減額分の返還として、総額2520万円の原状回復が行われた。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年度	項目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
		平成25年度	全国	127名
	四国	3名	36名	2520万円
平成24年度	全国	120名	6,540名	39億5548万円
	四国	5名	179名	73万円
平成23年度	全国	86名	6,391名	17億1417万円
	四国	3名	73名	115万円

(注) 表中の金額は、1万円未満を切り捨てている。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成25年度の四国支所における実施状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいとの要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成25年度においては、四国支所では、当該講習会を10会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成25年度においては、四国地区では、四国経済産業局と共同して、当該講習会を4県4会場（うち公正取引委員会主催分2県2会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 相談・指導

公正取引委員会は、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成25年度においては、四国支所では、178件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成25年度においては、四国支所では、当該相談会を1か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成26年3月末時点における四国支所管内の下請取引等改善協力委員は10名）。

平成25年度においては、四国支所では、7月から9月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

平成25年度における勧告事件

旭流通システム(株)に対する件（平成25年4月23日）	
親事業者	旭流通システム(株)
事業内容	貨物利用運送事業等
下請取引の内容	貨物の運送又は倉庫における貨物の仕分作業等
違反行為の概要（期間）	【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 旭流通システム(株)が算出したコスト削減額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成23年1月～平成25年1月）。
減額金額	下請事業者9名に対し、総額2465万3977円

平成25年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種 ^(注)	概要
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているA社は、「毎月末日締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者に対し、下請事業者が役務を提供してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
広告業	広告の制作を下請事業者に委託しているB社は、広告掲載日を基準とした締切制度を採っているため、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
各種商品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの納品伝票の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

(注)「業種」は、日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	概要
各種商品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者に対し、「店別値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

3 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業種	概要
各種商品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているE社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する食料品等を購入させていた。

4 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	概要
はん用機械器具製造業	濁水処理装置の部品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（140日）手形を交付していた。